法規名稱：農業發展條例

修正日期：民國 105 年 11 月 30 日

當次沿革：中華民國 105 年 11 月 30 日總統華總一義字第 10500146901 號令增訂公布第 47-1 條條文

中華民國 112 年 7 月 27 日行政院院臺規字第 1125014346 號公告第 2 條、第 5 條、第 6 條、第 8 條第 1 項、第 8-1 條第 3 項、第 4 項、第 9 條、第 9-1 條第 2 項、第 10 條第 1 項、第 12 條第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 13 條、第 15 條、第 16 條第 1 項第 7 款、第 18 條第 5 項、第 6 項、第 22-1 條、第 23 條第 1 項、第 24 條、第 25 條第 1 項、第 25-1 條、第 26 條、第 27 條、第 28 條、第 30 條第 1 項、第 32 條第 2 項、第 34 條、第 35 條、第 36 條、第 37 條第 3 項、第 38 條、第 38-1 條第 1 項、第 39 條第 2 項、第 40 條、第 41 條、第 42 條、第 43 條、第 44 條、第 45 條、第 47-1 條第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 48 條、第 49 條、第 50 條、第 51 條第 2 項、第 52 條第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 53 條、第 54 條第 2 項、第 3 項、第 55 條、第 56 條第 2 項、第 58 條第 2 項、第 60 條第 2 項、第 3 項、第 62 條、第 63 條、第 64 條、第 65 條、第 66 條、第 67 條、第 67-2 條、第 68 條、第 71 條、第 73 條、第 75 條、第 76 條所列屬「行政院農業委員會」之權責事項，自 112 年 8 月 1 日起改由「農業部」管轄

第 47-1 條

農民依法向主管機關登記之獨資或合夥組織農場、農業合作社，其銷售自行生產初級農產品之所得，免徵營利事業所得稅。

前項所稱初級農產品由中央主管機關會同財政部定之。

第一項有關農場及農業合作社之登記資格、條件、內容、程序、應提示之文件及其他相關事項之辦法，由中央主管機關定之。

第一項免徵營利事業所得稅之施行期間，自中華民國一百零五年十一月十一日修正之日起五年止。

前項減免年限屆期前半年，行政院得視實際推展情況決定是否延長減免年限。